

# 事務事業チェックシート

事務事業No

事業名

[事業基本情報]

18453

外部監査事業

[長期総合計画]

分野別目標	5	その他
政策	1	健全な財政運営の推進
施策	1	健全な財政運営の推進
取組方針	1	健全な財政運営の推進

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費	
	その他			
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・ 予算区分	会計		一般会計	
	款		総務費	
	項		総務管理費	
	目		一般管理費	
	大事業		行政経営課事業	
中事業		外部監査事業		

事業種別	継続		関連個別計画	
事業年度	無し	～	無し	担当課・担当課長・Tel 行政経営課 前島 一仁 435-1151
事業実施の根拠法令	地方自治法第252条の36		関連課	

## 1 事業内容

事業目的	(「誰・何」をどういう状態にするための事業か) 予算執行の適正化を図ること。		全体事業概要 地方自治法で義務付けされている制度で、市の組織に属さない外部の専門的知識を有する者により、財務事務の執行や経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、監査を行う。			
	事業内容	平成31年度	令和02年度	令和03年度	令和04年度	令和05年度
外部監査人が自らの判断で特定の事件を選択し監査を行った。外部監査の結果報告に基づき指摘された事項についての措置状況調査を実施し、改善した事項、市の方針が決定された事項も含め、措置状況を監査委員に報告し、監査委員から公表した。		外部監査人が自らの判断で特定の事件を選択し監査を行う。外部監査の結果報告に基づき指摘された事項についての措置状況調査を実施し、改善した事項、市の方針が決定された事項も含め措置状況を監査委員に報告し、監査委員から公表する。		外部監査人が自らの判断で特定の事件を選択し監査を行う。外部監査の結果報告に基づき指摘された事項についての措置状況調査を実施し、改善した事項、市の方針が決定された事項も含め措置状況を監査委員に報告し、監査委員から公表する。		
外部監査人が自らの判断で特定の事件を選択し監査を行った。外部監査の結果報告に基づき指摘された事項についての措置状況調査を実施し、改善した事項、市の方針が決定された事項も含め、措置状況を監査委員に報告し、監査委員から公表した。		外部監査人が自らの判断で特定の事件を選択し監査を行う。外部監査の結果報告に基づき指摘された事項についての措置状況調査を実施し、改善した事項、市の方針が決定された事項も含め措置状況を監査委員に報告し、監査委員から公表する。		外部監査人が自らの判断で特定の事件を選択し監査を行う。外部監査の結果報告に基づき指摘された事項についての措置状況調査を実施し、改善した事項、市の方針が決定された事項も含め措置状況を監査委員に報告し、監査委員から公表する。		
外部監査人が自らの判断で特定の事件を選択し監査を行った。外部監査の結果報告に基づき指摘された事項についての措置状況調査を実施し、改善した事項、市の方針が決定された事項も含め、措置状況を監査委員に報告し、監査委員から公表した。		外部監査人が自らの判断で特定の事件を選択し監査を行う。外部監査の結果報告に基づき指摘された事項についての措置状況調査を実施し、改善した事項、市の方針が決定された事項も含め措置状況を監査委員に報告し、監査委員から公表する。		外部監査人が自らの判断で特定の事件を選択し監査を行う。外部監査の結果報告に基づき指摘された事項についての措置状況調査を実施し、改善した事項、市の方針が決定された事項も含め措置状況を監査委員に報告し、監査委員から公表する。		
外部監査人が自らの判断で特定の事件を選択し監査を行った。外部監査の結果報告に基づき指摘された事項についての措置状況調査を実施し、改善した事項、市の方針が決定された事項も含め、措置状況を監査委員に報告し、監査委員から公表した。		外部監査人が自らの判断で特定の事件を選択し監査を行う。外部監査の結果報告に基づき指摘された事項についての措置状況調査を実施し、改善した事項、市の方針が決定された事項も含め措置状況を監査委員に報告し、監査委員から公表する。		外部監査人が自らの判断で特定の事件を選択し監査を行う。外部監査の結果報告に基づき指摘された事項についての措置状況調査を実施し、改善した事項、市の方針が決定された事項も含め措置状況を監査委員に報告し、監査委員から公表する。		
外部監査人が自らの判断で特定の事件を選択し監査を行った。外部監査の結果報告に基づき指摘された事項についての措置状況調査を実施し、改善した事項、市の方針が決定された事項も含め、措置状況を監査委員に報告し、監査委員から公表した。		外部監査人が自らの判断で特定の事件を選択し監査を行う。外部監査の結果報告に基づき指摘された事項についての措置状況調査を実施し、改善した事項、市の方針が決定された事項も含め措置状況を監査委員に報告し、監査委員から公表する。		外部監査人が自らの判断で特定の事件を選択し監査を行う。外部監査の結果報告に基づき指摘された事項についての措置状況調査を実施し、改善した事項、市の方針が決定された事項も含め措置状況を監査委員に報告し、監査委員から公表する。		

## 2 事業コスト

事業費等(千円)	平成31年度		令和02年度		令和03年度		令和04年度		令和05年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算
事業費	11,043	10,910	11,047	11,038	11,011	11,022	10,951	0	10,951	0
伸び率(%)	0%	0%	0%	1.2%	△0.3%	△0.1%	△0.5%	△100%	0%	0%
人件費	正規職員	4,108	4,027	4,061	4,061	3,801	3,724	3,879	0	3,879
	正規職員以外	4,920	4,920	3,073	3,041	3,196	3,196	3,196	0	3,196
	小計	9,028	8,947	7,134	7,102	6,997	6,920	7,075	0	7,075
国庫支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般財源(税等)	11,043	10,910	11,047	11,038	11,011	11,022	10,951	0	10,951	0
所要人数(人)	正規職員	0.51	0.50	0.51	0.51	0.49	0.48	0.50	0.00	0.50
	正規職員以外	0.96	0.96	0.96	0.95	0.95	0.95	0.95	0.00	0.95
主な予算内訳	外部監査委託料 10,929千円									

## 3 目標及び実績

活動指標	指標名	単位	平成31年度	令和02年度	令和03年度	令和04年度	令和05年度	
			目標値	実績値	達成度(%)	目標値	実績値	達成度(%)
活動指標	包括外部監査人らの来庁等による監査関連業務回数(担当課へのヒアリング、実地調査、会議等)	日	20	8	40%	20	8	40%
			20	16	80%	20	%	%
			20	%	%	20	%	%
成果指標	意見・指摘に対する措置率(平成11年度からの当該年度の前年度までの累計率)	%	100	100	100%	100	100	100%
			100	100	100%	100	%	%
			100	100	100%	100	%	%
			100	100	100%	100	%	%

#### 4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか		増加している	○	横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要があるか		急いで取り組む		中長期的に取り組む	○ 緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない	できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか	○	達成している (90%以上)		おおむね達成 (70~90%未満)	達成していない (70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度		重要かつ高い貢献度がある	○	一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか		できない	○	制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し		適正	○	負担は求められない	見直しが必要

#### 5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				
	現状維持			○	
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	<p>包括外部監査は、地方自治法第252条の36第1項で都道府県及び政令で定める市（政令指定都市及び中核市）において平成11年4月から義務付けられており、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的知識を有するものによる監査を導入することで、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性が一層充実される。</p> <p>なお、監査を行うテーマについては、包括外部監査人が自らの判断で決定する。</p>
見直し・改善内容	<p>外部監査人の「意見」に対しては、必ずしも措置等を要するものではないが、包括外部監査人は公認会計士としての専門的知識が、市の監査に有用であるとの考えで選任されていることから、市民に十分な説明責任が果たせるよう、担当部局に対しては、「指摘」だけでなく、「意見」に対しても尊重した対応を行うよう通知し、措置状況の調査を行っている。</p>